

報告第一号

専決処分した事件の報告について

平成二十一年八月二十七日に提起された損害賠償請求事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり和解の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十三年二月十五日

江戸川区長 多田正見

別紙

一 和解概要

- (一) 被告は、原告らに対し、本件事故に関して遺憾の意を表明する。
- (二) 被告は、原告らに対し、本件解決金として金三百万円の支払義務があることを認める。
- (三) 被告は、原告らに対し、前号の金員を、平成二十三年一月三十一日限り、原告ら指定の口座に振り込む方法により支払う。
- (四) 被告は、原告らに対し、障がい者に関する理解を深めてその人格を尊重するとともに、被告が運営し、又は運営を委託する施設において、今後、本件事故と同様の事故が生じることがないように最大限の努力をする。
- (五) 原告らは、その余の請求を放棄する。
- (六) 原告らと被告は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (七) 訴訟費用は各自の負担とする。

二 事件内容

(一) 提起年月日 平成二十一年八月二十七日（区收受 九月三日）

(二) 当事者 原告 江戸川区民（三名）

被告 江戸川区

(三) 提起理由・請求内容 平成十八年八月二十八日、障害者施設である江戸川区立えがおの家において、利用者である原告が昼食後、誤嚥^{えん}により呼吸停止状態となり、このことが原因で低酸素脳症の障害を負ったとして、江戸川区に対して四千九百三十七万四千四百円の損害賠償を請求したものを

三区訴訟代理人 弁護士 上野操、山寄正俊、上條司

四 訴訟経過 平成二十一年十月九日（平成二十三年一月十四日）口頭弁論二回、弁論準備七回、本人及び証人尋

問一回、進行協議二回

平成二十三年一月十四日

和解成立